りそな銀行　荻窪支店　コバヤシトシユキ　1524245
りそな銀行　日暮里支店　コバヤシヒロユキ　1662122
りそな銀行　西新井支店　トクシゲスミタカ　4424314
りそな銀行　八王子支店　マエカワノブユキ　2096018
りそな銀行　東京営業部　ヨシダリョウゾウ　4762065

⑶　主な犯行態様

○　勧誘チラシを見て電話してきた借入希望者等に貸し付ける、いわゆる「090金融」。

○　10日で２割の利息、10日後の返済期限に返済できないときは、元本の２割を支払えば返済期限を10日延長できるとの約束で、前記２割の利息（新規契約の場合、更に１割の手数料）を天引きした貸付金を交付。同一人への２回目以降の貸付けは、同人が指定する口座へ振込入金。

○　返済は元本一括のみ。利息の支払いや元本の返済は、被告人らが指定する他人名義の口座に振込入金させる。

５　開始決定の時における給付資金の額　金176万7,725円

６　支給申請期間　平成24年９月28日（金）から同年12月27日（木）までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁 判 所 名　千葉地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成23年３月11日

⑶　確定年月日　同年３月26日

⑷　被告人の氏名又は名称　糸洲朝一郎、坂田　武士

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人糸洲は、ほか数名と共謀の上、無登録で貸金業を営んで金銭の貸付けを行い、平成22年５月20日から同年10月５日までの間、前後69回にわたり、被告人糸洲が管理する銀行預金口座合計11口座に前記貸付けの元金及び法定利率を超えた利息合計208万円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒260―8620　千葉市中央区中央４丁目11番１号
千葉地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　043―221―2462

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成24年９月28日　京都地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　京都地方検察庁　平成24年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年９月28日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成20年２月25日ころから平成21年10月１日ころまでの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

上田悠貴、杉山浩基、瀬川正浩、河野文彦が、有料サイトの利用料金等が未納になっているなどとうそを言う方法により被害者をだまし、これを信じた被害者に、指定する銀行口座に現金を振込入金させて金銭の交付を受けた行為（主な犯行態様につき後記４⑵を参照のこと）

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　被害者に振込入金させるために使用された銀行口座（検察官が既に把握しているもの）

三井住友銀行三宮支店	口座番号9286877	越智大五名義
三井住友銀行港支店	口座番号1401548	小川敬典名義
三井住友銀行京都支店	口座番号8266870	山口秋枝名義
三井住友銀行門真支店	口座番号3464518	阿部則子名義
みずほ銀行堺支店	口座番号1075712	髙田悦代名義
りそな銀行天六支店	口座番号0103088	萱野智弘名義
関西アーバン銀行和歌山支店	口座番号1020686	木村靖哲名義
三菱東京ＵＦＪ銀行今里支店	口座番号1165328	澤野道名義
近畿大阪銀行大正通支店	口座番号1574286	新田一彰名義
三井住友銀行駒川町支店	口座番号1547366	大内五月名義
三菱東京ＵＦＪ銀行谷町支店	口座番号3586855	森川勇次名義
りそな銀行生野支店	口座番号0005019	田口琴栄名義
南都銀行耳成支店	口座番号0078697	木村靖哲名義
東和銀行佐野支店	口座番号3023242	芳村信之名義
三菱東京ＵＦＪ銀行大阪恵美須支店	口座番号3934115	広岡由喜臣名義
三井住友銀行東大阪支店	口座番号1907229	横崎カヨ子名義
近畿大阪銀行今里支店	口座番号0001029	今村須磨子名義
三井住友銀行松原支店	口座番号1556068	中本泰治名義
のぞみ信用組合港支店	口座番号3992502	小川敬典名義

⑵　主な犯行態様

入手した有料サイトの利用者名簿に記載されている被害者に、興信所員や暴力団員等を装って電話をかけ、次のようなうそを言い、指定する銀行口座に現金を振り込ませてだまし取る。

ア　アダルトサイトの登録料○○円が未払いになっている。支払わなければ民事裁判を起こす。

イ　アダルトサイトの登録料が未払いになっていて、サイト運営会社が裁判を起こそうとしているが、今なら○○円を支払えば裁判の手続きを取りやめると言っている。

ウ　出会い系サイトの利用料金の債権を買った。○○円を支払わなかったら、家や会社に回収に行く。

５　開始決定の時における給付資金の額

金568万1,963円

６　支給申請期間

平成24年９月28日から平成24年11月27日までの間